

議案第96号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例(昭和37年小田原市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条の3第2項中「100分の155」を「100分の160」に改める。

第2条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の3第2項中「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

(小田原市政策監の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 小田原市政策監の設置等に関する条例(令和2年小田原市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の155」を「100分の160」に改める。

第4条 小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年11月30日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

国家公務員の給与制度に準じて、本市の常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を引き上げるため提案するものであります。